

# 麻しん・風しん混合ワクチン(MRワクチン) 2期 について

麻しん(はしか)は、麻しんウイルスの空気感染によって起こり、かかってしまうと症状が重くなりやすい病気です。感染力が強く、流行が起きやすい病気ですが、予防接種で効果的に予防することができます。

風しんは、免疫のない人が妊娠初期にかかると先天性風しん症候群の児が生まれる可能性が高くなってきます。また、大人になってからかかると重症になりやすい病気です。

麻しん、風しんの予防強化のため、1歳時と年長時の2回、麻しん・風しん混合(MR)ワクチンを接種します。

1回の接種では、年数とともに免疫が低下する場合がありますので、接種券が届いたら早めに接種しましょう。

## 【対象者】

MR 2期の接種対象者は5歳から7歳未満の、小学校就学前1年間の子(年長児)です。



## 【接種期間】

### 年長児の間

※それ以降は任意接種となり自己負担となります。

※過去に麻しんまたは風しんに罹っていても、MR混合ワクチンを受けることができます。

また、麻しんまたは風しんの単独ワクチンでの接種も可能ですので、主治医と相談してください。

## 【医療機関に予防接種に行くときには】

○次のものを忘れずに持っていきましょう。

☆通知書 ☆母子健康手帳 ☆健康保険証・子ども医療費受給者証(接種料金は無料ですが、予診の結果、身体の具合が悪くて接種できなかったときの診療費用は保険診療となります。)

☆委任状・・・保護者(親または後見人)の同伴がない場合

○子どもの体調をよく知っている保護者が連れて行きましょう。

・予診票は医療機関にありますので、その場で記入してください。

・体温は接種前に医療機関ではかります。

○接種前に「予防接種と子どもの健康」をよく読んで予防接種のことを理解して受けましょう。

○この予防接種は生ワクチンのため、接種後27日以上の間隔をあげないと生ワクチン(おたふく等)の予防接種が受けられません。

## 【副反応について】

主な副反応は、発熱・発疹です。接種後、気になる症状が出た場合は主治医に相談しましょう。

## 【健康被害救済制度】

定期的な予防接種による健康被害に関する救済制度です。予防接種による健康被害であり因果関係を厚生労働大臣が認定した場合、①医療費②医療手当③障害児養育年金④障害年金⑤死亡一時金⑥葬祭料等の救済が受けられます。

\*「実施医療機関一覧表」に掲載されている医療機関で受けられます。医療機関によっては、予約制のところもありますので、あらかじめ電話で確認してください。

また、清水町・沼津市・裾野市・長泉町以外で県内の医療機関にて接種を希望される方は、事前の申請が必要になります。母子健康手帳と接種券を持参の上、保健センターにお越しください。